

北九州市観光ショートドラマ制作業務
公募型プロポーザル方式による業者選定 実施要領

1 業務名

北九州市観光ショートドラマ制作業務

2 業務目的

北九州市外居住者や若者をターゲットに、SNS において主流かつ訴求力のあるショートドラマを通じて本市の魅力を発信し、ターゲットにリーチするよう SNS や各種媒体を活用したプロモーションを行うことで、北九州市の認知度向上および誘客促進を図るもの。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月 19 日まで

5 予算上限額

9,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

6 参加資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 国、地方公共団体及び民間企業等で類似業務の実績があること。
- (2) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。
 - ① 過去に連続性を有するショートドラマの企画・制作業務を受託・完了した実績を、1 件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しない者であること。
- (4) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 次の申立てがなされていないこと。
 - ① 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の申立て

(7) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められる者
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
- ⑥ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

7 参加資格の喪失

提案者が契約相手方候補者決定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、その時点で本件にかかる参加資格を失うものとし、既に行われた提案は無効とする。

- (1) 「6 参加資格」に規定する参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触した場合。
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) その他、公正な審査に影響を与える行為があった場合。

8 スケジュール

時期	内容
9月7日(月)15時必着	質問書提出期限
9月9日(水)	質問書回答
9月11日(金)15時必着	参加申出書提出期限
9月16日(水)15時必着	企画提案書等提出期限
9月29日(火)	審査会(オンライン)
9月30日(水)予定	審査結果通知
10月1日以降	委託契約締結

9 実施の流れ

(1) 事前説明会

本業務の公募型プロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

(2) 質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、様式1「質問書」に記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出期限：令和8年9月7日(月)15時必着

(3) 質問の回答

回答は、令和8年9月9日(水)に北九州市のホームページにて回答予定。

(4) 参加申出書

本企画提案へ参加する者は、様式2「参加申出書」記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

提出期限：令和8年9月11日(金)15時必着

※ 期限内に参加申出書の提出のないものは本企画提案への参加を認めない。

※ なお、参加申出後、企画提案をとりやめる場合は「辞退届」(任意様式)の提出すること。

(5) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書

【記載内容】

- ・ 各業務の概要・企画提案(仕様書参照)
- ・ 業務工程(スケジュール)
- ・ 業務実施体制
- ・ 本業務と同様又は類似の国又は地方公共団体・民間企業等からの受注実績(様式4)

イ 会社概要(様式3)

ウ 提案見積書(任意様式)

※ 内訳の金額(税抜き)を詳細に記載し、「2 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税及び地方消費税相当額を合計した税込金額を記入し、提出すること。

エ その他資料(提出は任意)

※ ア～ウの提出は必須。

※ ア～エの提出様式について、A4縦・横書き・左綴じを基本とする。なお、アについては、15 ページ以内(表紙・目次を含む)とし、各ページの下部にページ数を記載すること。

② 提出部数

電子データ(PDF形式)を各1部提出すること。

- 正本(商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す)
- 副本(提案者名(企業名等)が分からないようにすること。)

③ 提出期限 令和8年9月16日(水)15時必着

※ 期限以降の受付は一切しない。

④ 提出場所 北九州市都市ブランド創造局インバウンド課

brand-inbound@city.kitakyushu.lg.jp

⑤ 提出方法 電子データを電子メールにて提出すること。

※メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

⑥ 留意事項

ア 提案は1社1件とし、複数の提案書の提出は認めない。

イ 提案書等の提出後の差し替え、追加等修正、再提出は認めない。

ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

エ 提案書の作成、提出等プロポーザル参加にあたって必要な経費は全て提案者の負担とする。

(5) 参加の辞退

参加申出書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を作成の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。

提出期限:令和8年9月 28 日(月)15時必着

(6) 提案の無効 次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- ① 参加資格なく提案したとき。
- ② 所定の日時までに参加申出書の提出がない、または提出書類が到着しないとき。
- ③ 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。
- ④ 1つの企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。
- ⑤ その他提案に際し違法な行為があったとき。

10 審査・選定について

(1) 審査会

① 日程 令和8年9月 29 日(火)

② 方法 プレゼンテーション(オンライン) プレゼン:15 分 質疑10分(予定)

(2) 評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙、評価基準および配点のとおり

(3) 選定方法

提出された書類の内容について、審査会において審査を行う。各審査委員の評価点合計を総得点とし、最も評価点の合計が高いものを委託候補者として選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査会で協議のうえ、委託候補者を選定する。

なお、総得点の60%を最低基準とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として選定しない。

(4) 参加者なし又は提案者が1社の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出したものが1社であった場合であっても、(3)の方法に従い審査を行う。但し、評価の結果、総得点が最低基準に達しない場合は、再度公募を実施する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年9月30日(水)以降に電子メールにて通知する。また、併せて北九州市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

11 契約

- (1) 委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。
- (2) 協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。
- (3) 契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。
- (5) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

12 その他

- (1) 事業費の支払いについては、業務完了報告書等にもとづく履行確認後、委託候補者から正当請求により支出する。

13 問合せ先

北九州市都市ブランド創造局インバウンド課 担当:宮野・綾部

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 TEL:093-482-1951

E-Mail:brand-inbound@city.kitakyushu.lg.jp